船舶事故調査報告書

令和５年２月８日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和３年１０月９日　０９時２０分ごろ
発生場所	静岡県沼津市内浦漁港 伊豆内浦港小海１号防波堤灯台から真方位２９５°　７５０m付近 （概位　北緯３５°　０１．７′　東経１３８°　５３．２′）
事故の概要	遊漁船常勝（じょうしょう）丸は、北進中、また、プレジャーボート朝日（あさひ）は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和３年１１月１６日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	 Ａ　遊漁船　常勝丸、４．８トン ２４１－１１３６４静岡、個人所有 Ｂ　プレジャーボート　朝日、０．２トン（長さ３．８５m） ２４１－１９０９９静岡、個人所有
乗組員等に関する情報	Ａ　船長Ａ、一級小型・特殊・特定 Ｂ　船長Ｂ、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	Ａ　右舷船首部外板に擦過傷 Ｂ　左舷船首部外板に破損等
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　南西、風速　約３～４m/s、視界　良好 海象：波高　約０．２m
事故の経過	Ａ船は、船長Ａほか１人が乗り組み、釣り客３人を乗せ、沼津市内浦重寺の定係地を出発し、内浦漁港内で釣りをした後、０９時１５分ごろ、帰航することとし、船長Ａが操縦席に腰を掛け、手動操舵により約８ノットの対地速力で北進を始めた。 船長Ａは、長井崎東方沖に設置されたいけす付近で釣りをしている他船の釣果を気にしながら、左舷方にいる他船の方に視線を向け、同じ針路及び速力で航行を続けていたところ、Ａ船の右舷船首部と船首方で漂泊中のＢ船の左舷船首部とが衝突した。 Ｂ船は、船長Ｂが１人で乗り組み、船長の親族１人を乗せ、沼津市内浦重須弁天島付近の港を出港した後、重須北方沖で主機を停止し、船首からシーアンカーを海中に投入して漂泊中、船長Ｂが、船尾方を向いて釣りを行っていて、船首方に顔を振り向けたところ、船首方から接近するＡ船を認めたが、航行しているＡ船がＢ船を避けてくれると思い、そのまま釣りを続けた。 船長Ｂは、再び船首方に視線を戻したところ、Ａ船が船首至近となっていることに気付いたが、Ａ船とＢ船とが衝突した。

分析	Ａ船は、北進中、船長Ａが、左舷方にいる他船の方に視線を向けて、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、漂泊中のＢ船と衝突したものと考えられる。 Ｂ船は、漂泊中、船長Ｂが、船首方から接近するＡ船を認めたものの、航行しているＡ船がＢ船を避けてくれると思い、釣りを続けたことから、Ａ船が接近していることに気付くのが遅れ、Ａ船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、Ａ船が北進中、Ｂ船が漂泊中、船長Ａが、左舷方にいる他船の方に視線を向けて、同じ針路及び速力で航行を続け、また、船長Ｂが、船首方から接近するＡ船がＢ船を避けてくれると思い、釣りを続けたため、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、航行中、特定の他船の状況のみに気をとられることなく、常に周囲の状況を確認するなど、適切な見張りを行うこと。 ・船長は、漂泊中であっても、常時適切な見張りを行い、接近する船舶を認めたときには、相手船が避けてくれるものと思わず、余裕がある時機に船体を移動させるなど、衝突を避けるための措置を採ること。